

令和 6 年第 3 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 1 3 ）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 25 号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則.....	3
参考資料	
新旧対照表.....	5

令和6年8月16日

堺市議会議長

田 渕 和 夫 様

提出者

堺市議会議員

[illegible]

萱坂中大 淵藤上西 札信小上 木森的西 上米野西 田田吉水	野本野西 上本野川 場貴野田 畑田場田 村田里村 代淵川上	孝千貴公 猛充知泰 良伸勝晃 慎浩太敏 文昭優和 敏成	弥子文彦 志憲司己 司太也人 匡一一延 一文盛三 子夫文彰
--	--	--	--

堺市議会議員

[illegible]

山加白兼乾林藤伊青西広西小藤黒井三池山大宮吉長	崎藤江城原井丸谷川田堀本田関宅尻口西林本川	慎米友載精幸良新哲清幸征貴達秀典耕健恵俊	光平一剛美徹子二浩平一史次子樹史也樹子治二子守英
-------------------------	-----------------------	----------------------	--------------------------

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第25号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則

理由

選挙規定の準用に係る字句を改めるため、規定の整備を行うもの。

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第81条第1項中「第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票」、第27条（第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票の終了）、第28条（開票及び第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票」を「投票」、第27条（投票の終了）、第28条（開票及び投票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧对照表

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（選挙規定の準用） 第81条 第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第26条（<u>第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票</u>）、第27条（<u>第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票の終了</u>）、第28条（開票及び<u>第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票</u>の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項及び第30条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。 2 （略）	（選挙規定の準用） 第81条 第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第26条（投票）、第27条（投票の終了）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項及び第30条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。 2 （略）

令和6年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その13)

令和6年8月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-24-0050
